

豊橋市美術博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 9 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 13 号

豊橋市美術博物館条例施行規則の一部を改正する規則

豊橋市美術博物館条例施行規則（昭和 54 年豊橋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号及び様式第 4 号を次のように改める。

様式第3号 (第9条関係)

豊橋市美術博物館使用承認申請書						年 月 日
豊橋市教育委員会 様			住所 申請者 氏名			
			電話 () —			
次のとおり美術博物館の使用を承認してください。						
催物の名称						
使用内容	(展示品の種別及び点数)					
共催者又は後援者名					人	
使用日時	年 月 日 午 ^前 後 時から 年 月 日 午 ^前 後 時まで					
使用区分	区 分	※使用料	区 分	※使用料		
		円	講 義 室	円		
		円	小 会 議 室	円		
		円	パ ネ ル	円		
		円				
入場料等の有無	有 無	入場料等の金額	円			
利用責任者	住所氏名		電話 () —			
特別の設備						
その他						

- 備考 1 使用区分の該当欄に○印を付けること。
2 ※印は記入しないこと。

様式第4号 (第10条関係)

豊橋市美術博物館使用承認書				
(申請者) 様			承認第 号	日
年 月 日申請の美術博物館の使用については、次のとおり承認します。			豊橋市教育委員会	Ⓜ
催物の名称				
使用内容	(展示品の種別及び点数)			
共催者又は後援者名			入場予定人員	人
使用日時	年 月 日 午前 時から 年 月 日 午後 時まで			
使用区分	区 分	※使用料	区 分	※使用料
	第一企画展示室	円	講 義 室	円
	第二企画展示室	円	小 会 議 室	円
	第三企画展示室 全室使用	円	パ ネ ル	円
	第三企画展示室 区分使用 A	円		
第三企画展示室 区分使用 B	円			
入場料等の有無	有 無	入場料等の金額	円	
利用責任者	住所氏名 電話 () ー			
特別の設備				
使用の条件				

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。